

令和 7 年 10 月 23 日提出

定例教育委員会會議資料

木更津市教育委員会

木更津市教育委員会会議日程

開

会

令和7年10月23日（木）午後3時30分

1 開　　会　　宣　　言

2 会議録署名人の指名

3 前回会議録作成の報告

4 付　議　す　る　事　件

5 報　　告　　事　　項

6 そ　　の　　他

(1) 令和7年9月市議会定例会議案の議決結果について

1頁

7 閉　　会　　宣　　言

令和7年9月市議会定例会議案の議決結果について

番号	件名	提出年月日	付託委員会名	議決年月日	議決結果
議案 第50号	専決処分の承認を求ることについて	令 7.8.29	教育民生 常任委員会	令 7.9.26	原案 承認
議案 第57号	木更津市こども未来創造教育振興基金 条例の制定について	令 7.8.29	教育民生 常任委員会	令 7.9.26	原案 可決

議案第 50 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 8 月 29 日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

提案理由

木更津市郷土博物館金のすずが発行したガイドブックにおける著作権及び著作者人格権の侵害に関する和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため、令和 7 年 8 月 19 日専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

令和7年8月19日

木更津市長 渡辺 芳邦

専決第17号

和解について

1 和解の相手方 個人

2 和解の内容 木更津市郷土博物館金のすずにおいて、著作権者である相手方の許諾を得ることなく、相手方が作成した図を改変し、また、氏名表示をせずに利用した。

市は、相手方の著作権及び著作者人格権を侵害したことを認め、相手方に謝罪する。

市は、「金鈴塚古墳出土品ガイドブック煌めく金鈴塚」の販売停止及び在庫を廃棄し、木更津市郷土博物館金のすずにおいて図の展示を停止するとともに、市ホームページにおいて著作権法上問題があった旨の告知をする。

市と相手方は、この件に関して、今後何ら債権債務が存在しないことを確認する。

議案第 57 号

木更津市こども未来創造教育振興基金条例の制定について

木更津市こども未来創造教育振興基金条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

木更津市条例第 号

木更津市こども未来創造教育振興基金条例

(設置)

第 1 条 市は、木更津の未来を担うこどもたちへの教育にかかる諸施策を推進し、教育の振興を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、木更津市こども未来創造教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、当該年度の一般会計の予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、当該年度の一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、木更津の未来を担うこどもたちへの教育にかかる諸施策を推進し、教育の振興を図るための事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

木更津の未来を担うこどもたちへの教育にかかる諸施策を推進し、教育の振興を図るための事業に要する経費の財源に充てる基金を設置するため、新たに条例を制定しようとするものである。